

グループホーム 資料

新潟市障がい福祉課

1. 障がい者のグループホームとは

- ・身体・知的・精神障がい者及び難病患者等が「世話人」等の支援を受けながら、地域のアパートや戸建て住宅等で、共同生活する住まいの場
- ・1共同生活住居の定員は2人以上10人以下（既存建物は20人以下）で、1事業所の定員は4人以上

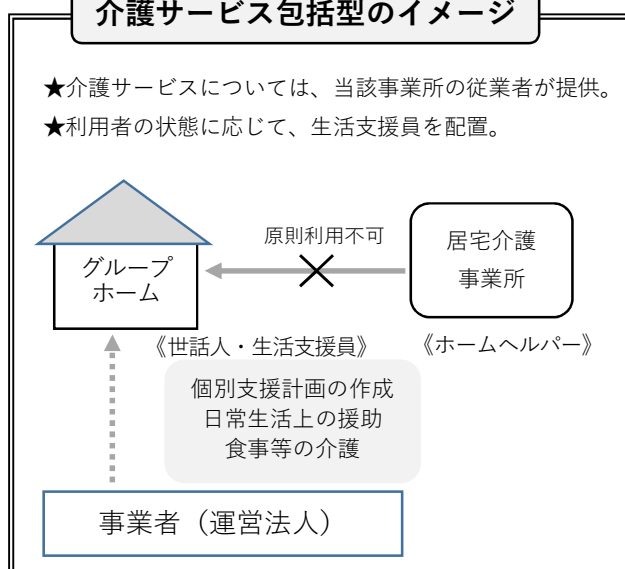
2. グループホームの種類

①介護サービス包括型

- ・新潟市内の大半の事業所
- ・介護サービスをGHの従業者が提供

介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、当該事業所の従業者が提供。
- ★利用者の状態に応じて、生活支援員を配置。

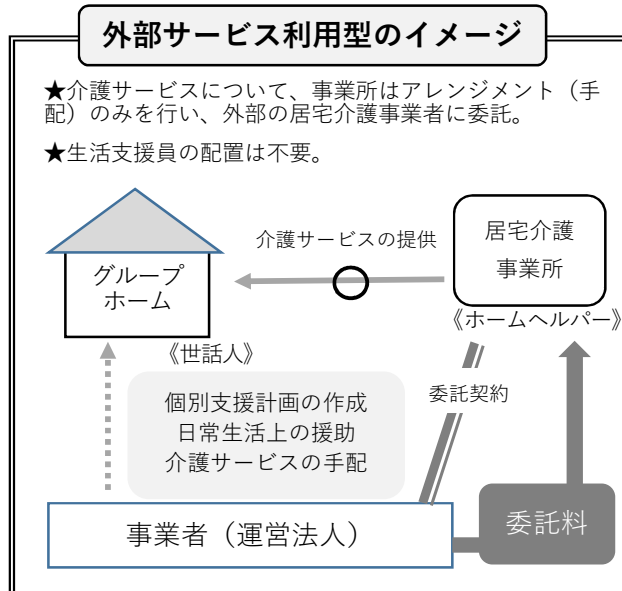


②外部サービス利用型

- ・介護サービスを外部の居宅介護事業所に委託

外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に委託。
- ★生活支援員の配置は不要。

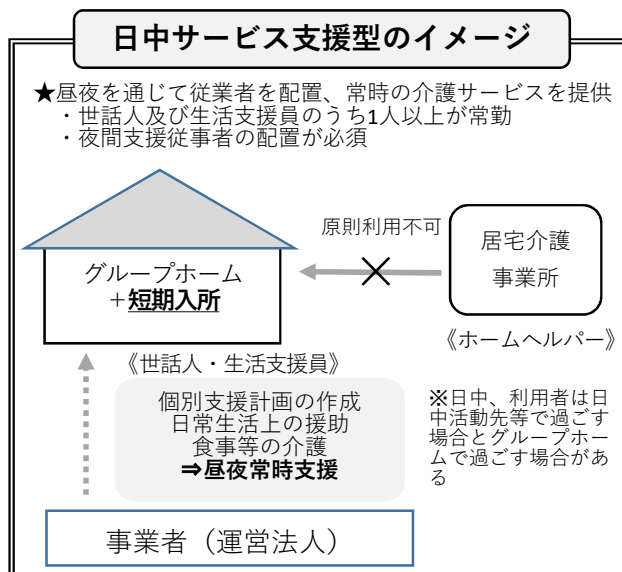


③日中サービス支援型

- ・障がい者の重度化・高齢化に対応するために平成30年度に創設された新たな類型
- ・短期入所を併設することで地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援を行う
- ・1つの建物の定員20人以下
- ・事業者は、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、協議会等に対して事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない
- ・令和2年度末時点では新潟市内に事業所なし
- ・令和3年度に開設希望の申請あり

日中サービス支援型のイメージ

- ★昼夜を通じて従業者を配置、常時の介護サービスを提供
- ・世話人及び生活支援員のうち1人以上が常勤
- ・夜間支援従事者の配置が必須



日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・評価について

新潟市福祉部障がい福祉課

日中サービス支援型共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（以下「協議会」という。）に対し、定期的に事業の実施状況等を報告し、実施状況等について評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされております。

つきましては、日中サービス支援型共同生活援助事業所の新規指定及び共同生活援助の類型を日中サービス支援型に変更する際の協議会への報告・評価に係る運用について、以下のとおりといたします。

1 評価を行う協議会について

「新潟市障がい者地域自立支援協議会」において評価を行う。

原則、9～10月に開催される協議会において報告・評価を行う。

2 指定（変更）から評価までの流れ

(1) 障がい福祉課へ事前相談

(2) 事業実施計画書の提出

(3) 指定申請書（変更届出書）の提出

- ・新潟市長が必要と認める場合には、申請にあたり、協議会に対し事前に運営方針や活動内容等を説明し、評価を受けなければならないものとする。

(4) 障がい福祉課における審査・指定

(5) 指定（変更）後最初に行われる協議会において報告・評価

(6) 以後1年毎に報告・評価を行う

3 協議会への報告・評価の流れ

(1) 指定された期日までに事業実施状況報告書を障がい福祉課へ提出

(2) 障がい福祉課担当による書類確認

(3) 協議会において書面及び障がい福祉課担当の説明による報告

- ・原則事業者の立ち合いは不要とする。

(4) 評価結果の通知

- ・協議会で出された意見、要望、助言、評価等について事業者へ結果を通知する。